

吉野川市告示第12号

吉野川市中小企業等の振興に係る条例素案検討委員会設置要綱を次のように定める。

平成30年2月27日

吉野川市長 川真田 哲哉

吉野川市中小企業等の振興に係る条例素案検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 この告示は、本市経済の発展に重要な役割を担う中小企業等の振興及び地域経済の活性化について市が制定する中小企業等の振興に関する条例の素案（以下「素案」という。）の検討に当たり、中小企業者その他の関係者の意見を聴くため、吉野川市中小企業等の振興に係る条例素案検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 市内中小企業等の現状調査に関すること。
- (2) 素案の作成に関すること。
- (3) その他素案の作成に関し必要と認められる事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、中小企業の振興に関し見識を有する者及び市職員のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から平成31年3月31日までとする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。ただし、新たに委員が委嘱又は任命をされた後、最初に招集すべき会議は、市長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長が必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、商工観光課において処理する。

(補則)

第8条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成30年4月1日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、平成31年3月31日限り、その効力を失う。